

尾張西部ごみ処理広域化事業
に係る計画段階環境配慮書の案

要 約 書

2026（令和 8）年 9 月

一 宮 市

はじめに

本要約書は、尾張西部ごみ処理広域化事業について、「愛知県環境影響評価条例」（平成10年愛知県条例第47号）に基づき、一般の環境の保全の見地からの意見を広く求めることを目的に、事業の計画の立案段階において環境の保全のために配慮すべき事項の検討を行い、その結果を取りまとめた計画段階環境配慮書の案の概要を示したものです。

事業の目的

国は、各都道府県に対して、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクル（再生利用）の推進、サーマルリサイクル（熱回収）の推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト縮減を踏まえた、ごみ処理の広域化を推進しています。

これを受けて、愛知県は、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定しています。県内を13のブロックに分け、焼却能力300 t /日以上全連続炉への集約化を目指しており、尾張西部ブロック（構成市：一宮市及び稲沢市）の焼却施設の集約化が目標とされています。

なお、2021（令和3）年11月には、愛知県は「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021年度～2030年度）」を策定しており、尾張西部ブロックの2焼却施設を2031（令和13）年度以降を目安に統合し、1施設による処理体制を目指すとしています。

一宮市のごみ焼却施設は、1998（平成10）年の供用開始後、28年以上が経過し、老朽化による処理能力の低下が懸念されています。同時期に供用開始した稲沢市とともに効率的な処理と環境負荷の低減を目的にごみ処理の広域化・集約化の検討を進め、「尾張西部ごみ焼却処理等広域化計画」（2025（令和7）年3月）では、2034（令和16）年度に1施設へ集約し、一宮市環境センターの敷地内に新たなごみ処理施設を整備する計画としています。

本事業は、一宮市環境センター及び稲沢市環境センターを集約した新たな広域ごみ処理施設の建設を目的とするものです。

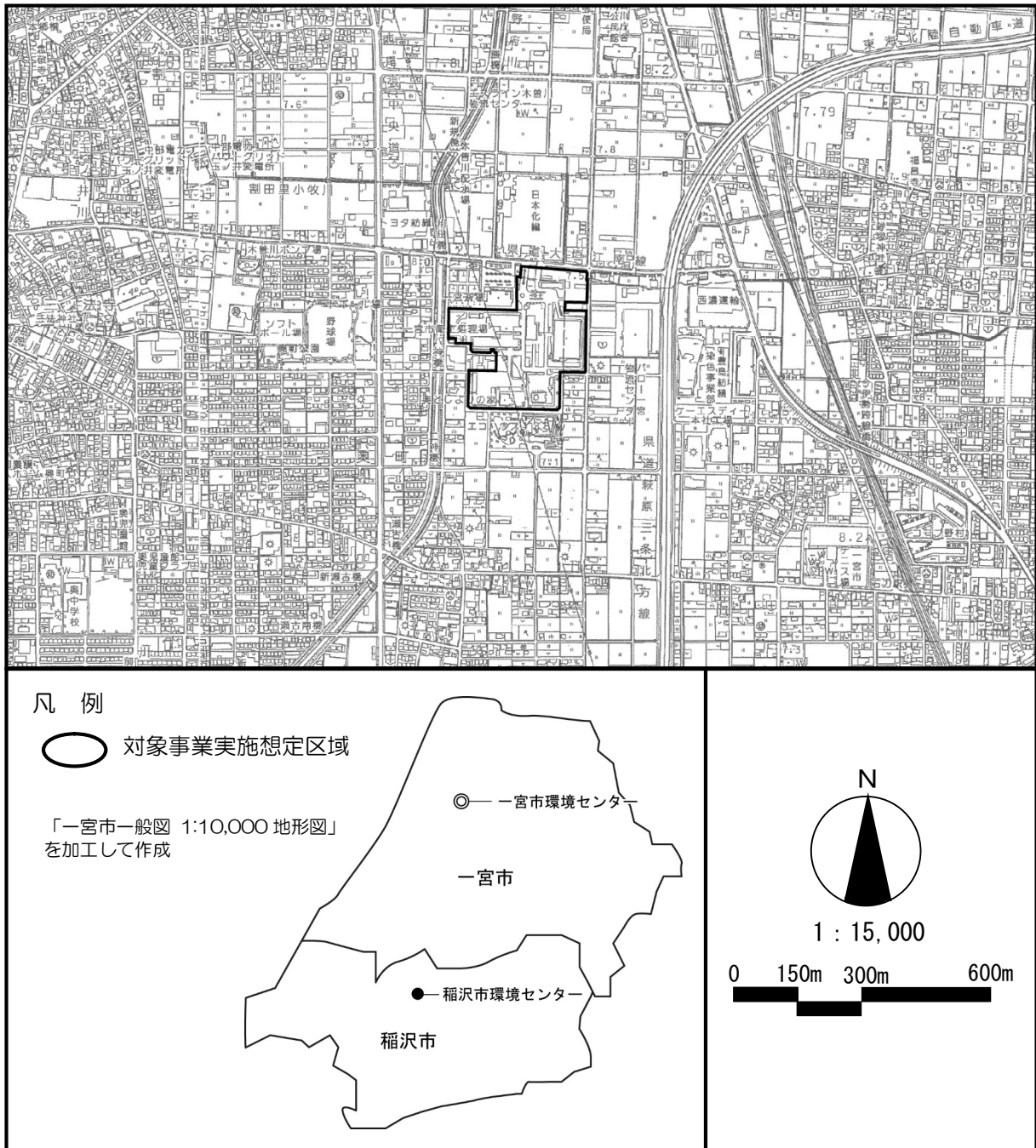
対象事業の概要

■対象事業の内容

対象事業の内容は以下のとおりです。

対象事業の種類		ごみ処理施設（ごみ焼却施設）の設置事業
位置及び面積		一宮市奥町字六丁山地内ほか 約 7.4ha
ごみ焼却施設	処理能力	約 382 t /日
	処理方式	未定
	処理対象ごみ	可燃ごみ、可燃残渣、不燃残渣、選別後可燃残渣、浄化槽・し尿処理汚泥
	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する
	煙突高さ	59m
	運転計画	24 時間連続運転
破碎・選別施設	処理能力	約 29 t /日
	処理方式	破碎・選別処理
	処理対象ごみ	可燃性粗大ごみ、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、選別後不燃残渣
	運転計画	5 時間運転
稼働目標年度		2034（令和 16）年度内

【対象事業実施想定区域の位置】



＜建設候補地の選定経緯＞

建設候補地については、「尾張西部ごみ焼却処理等広域化計画」において検討を行い、最終候補地を選定しました。

まず、選定範囲及び必要面積等の基本条件を設定した上で、面積要件及び法令規制をもとに12候補地を抽出しました（一次選定）。続いて、基本要素及び重要要素の計7項目の比較評価項目で評価を行い、総合評価点が高かった2候補地を抽出しました（二次選定）。

最後に、三次選定では、各建設候補地で広域処理施設を整備する場合のメリット・デメリットを定性評価しました。その結果、新たな用地の取得が不要であること、既存インフラの有無、周辺環境の状況、事業スケジュール等を総合的に鑑みて優位性があることから、「現一宮市環境センターの敷地」を広域処理施設の建設候補地として選定しました。

■工事計画の概要

本事業の工事は、施設建設のための土木・建築工事、プラント設備工事及び外構工事を予定しています。

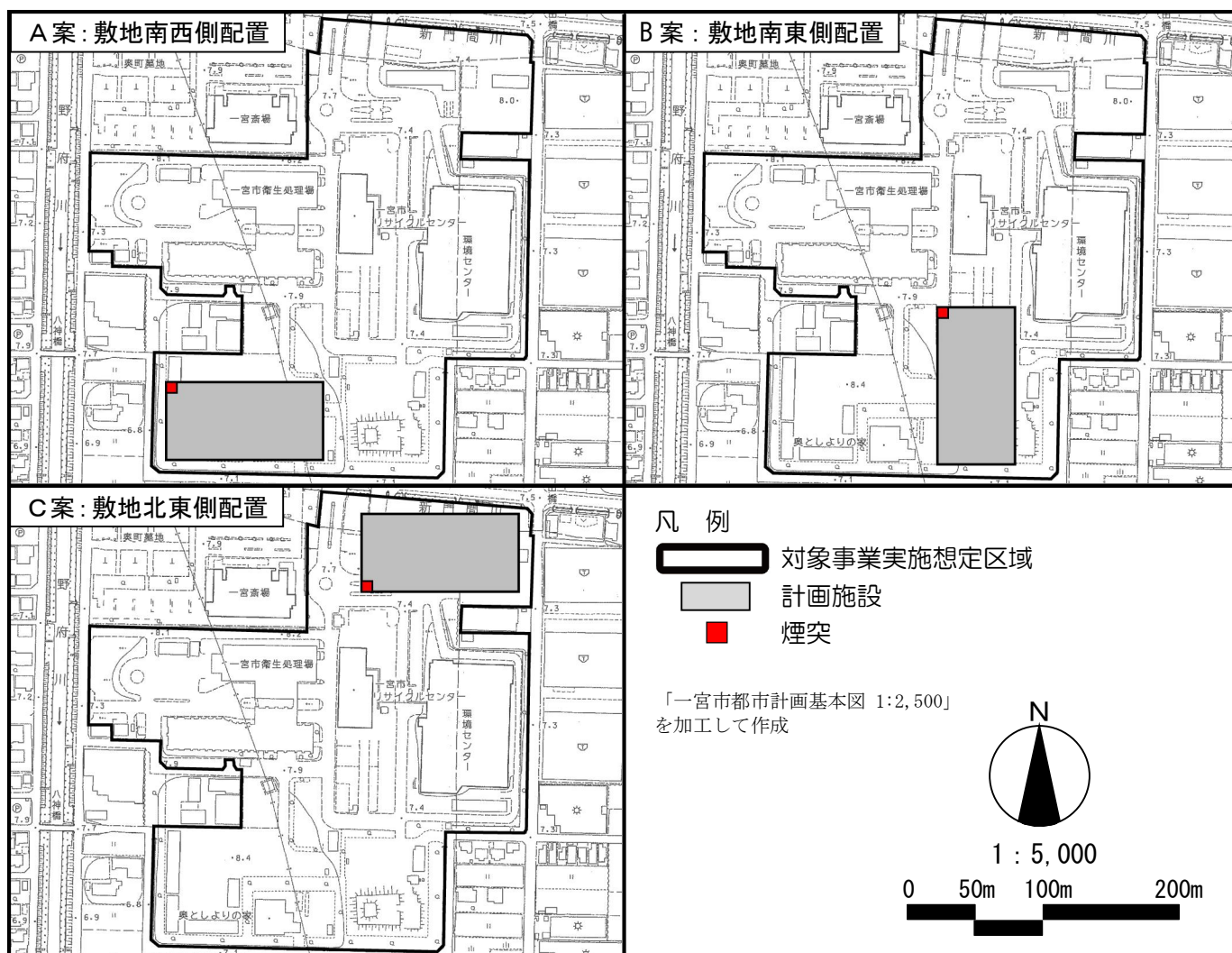
【工事工程表（予定）】

項目 \ 年度	2030 (令和 12) 年度 (1 年目)	2031 (令和 13) 年度 (2 年目)	2032 (令和 14) 年度 (3 年目)	2033 (令和 15) 年度 (4 年目)	2034 (令和 16) 年度 (5 年目)	2035 (令和 17) 年度 (6 年目)
設計	→					
土木・建築工事		→	→	→		
プラント設備工事			→	→		
外構工事					→	
試運転					→	
供用						→

■複数案の設定

事業の位置については、「尾張西部ごみ焼却処理等広域化計画」において候補地選定が行われ、公表されていること、規模についても既に検討が行われていることから、位置及び規模に関する複数案の設定は行わず、施設の配置について A 案（敷地南西側配置）、B 案（敷地南東側配置）及び C 案（敷地北東側配置）の 3 案を設定しました。

【設定した複数案】



計画段階配慮事項の選定

環境要素の区分		影響要因の区分
大気質	硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、有害物質等	ばい煙の排出
景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	地形改変並びに施設の使用

計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果

■大気質

□大気質の現況

大気質の現況は以下のとおりです。

【大気質の現況】

測定局	年平均値（2025（令和7）年度）			
	二酸化硫黄 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)
一宮市松降通測定局	0.001	0.008	0.014	0.016

□予測結果

大気質の予測結果は、以下のとおりです。

最大着地濃度地点における将来濃度は、バックグラウンド濃度と同程度になると予測されます。なお、A 案（敷地南西側配置）、B 案（敷地南東側配置）、C 案（敷地北東側配置）いずれも同等の値となり、施設配置の複数案による違いはありません。

【予測結果】

項 目（単位）	バックグラウンド濃度 （年平均値） ①	寄与濃度 （年平均値） ②	将来濃度 （年平均値） ①+②	最大着地 濃度 出現距離
二酸化硫黄（ppm）	0.001	0.0002	0.0012	約 1.2km
二酸化窒素（ppm）	0.008	0.0004	0.0084	約 1.2km
浮遊粒子状物質（mg/m ³ ）	0.014	0.0002	0.0142	約 1.2km
ダイオキシン類（pg-TEQ/m ³ ）	0.016	0.0008	0.0168	約 1.2km

□評価結果

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類の予測結果と環境基準との比較結果は以下のとおりです。将来濃度は、いずれの対象計画案においても同等の値となり、すべての項目において環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価します。

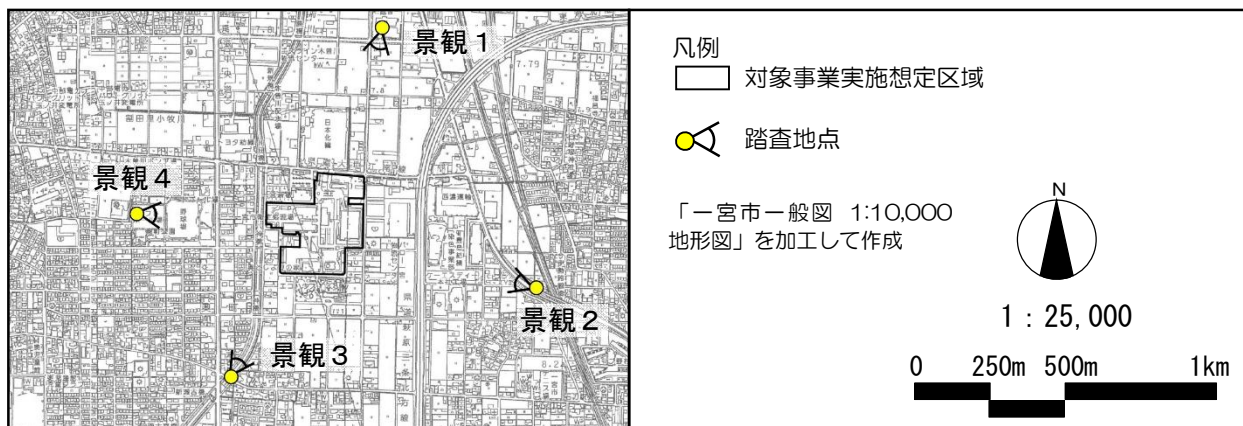
【予測結果と環境基準の比較】

項 目 （単位）	最大着地濃度地点の 将来濃度（年平均値）	日平均値の2%除外値 または年間98%値	環境基準
二酸化硫黄 (ppm)	0.0012	0.0023	1時間値の1日平均値が0.04以下
二酸化窒素 (ppm)	0.0084	0.0172	1時間値の1日平均値が0.04から 0.06までのゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0142	0.0363	1時間値の1日平均値が0.10以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0168	—	年間平均値が0.6以下

■景観

□現地踏査

【踏査地点】



【踏査結果】

踏査地点	景観1 木曽川文化会館	景観2 今伊勢跨線橋
視点の状況	対象事業実施想定区域の北側約490m に位置する地点で、周辺にはバス停や街路樹、事業所等が存在します。	対象事業実施想定区域の東側約610m に位置する地点で、周辺には道路や事業所の構造物、ゴルフ練習場等が存在します。
眺望の状況	手前にはバス停や街路樹等が視認され、事業所の奥に対象事業実施想定区域方向を望むことができます。 	手前には道路や事業所の構造物等が視認され、ゴルフ練習場の奥に対象事業実施想定区域方向を望むことができます。 
踏査地点	景観3 瀬古橋	景観4 奥町公園
視点の状況	対象事業実施想定区域の南側約380m に位置する地点で、周辺には道路や野府川、住居等が存在します。	対象事業実施想定区域の西側約440m に位置する地点で、周辺にはソフトボール場や樹木等が存在します。
眺望の状況	手前には道路や野府川等が視認され、住居の奥に対象事業実施想定区域方向を望むことができます。 	手前にはソフトボール場や樹木等が視認され、その奥に対象事業実施想定区域方向を望むことができます。 

□予測結果

・景観資源及び主要な眺望点の改変の状況

景観資源及び主要な眺望点の対象事業実施想定区域内にないことから、直接改変はありません。

・施設の存在による眺望景観への影響

予測地点からの眺望景観の予測結果は、以下に示すとおりです。

【眺望景観の予測結果】

予測地点	対象計画案		
	A 案（敷地南西側配置）	B 案（敷地南東側配置）	C 案（敷地北東側配置）
景観 1 木曽川文化会館	事業所や鉄塔等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認され、眺望景観の変化が大きいと予測します。複数案による眺望景観の変化の程度の差としては、建屋及び煙突が手前にくる C 案が最も変化の程度が大きく、次いで建屋が横に広がって見える A 案、最も見える範囲が小さい B 案の順に変化の程度が小さいと予測します。		
景観 2 今伊勢跨線橋	樹木や高速道路、ゴルフ練習場等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認され、眺望景観の変化が大きいと予測します。複数案による眺望景観の変化の程度の差としては、建屋が横に広がって見える B 案が最も変化の程度が大きく、次いで周辺の建物等に遮られる部分が小さい A 案、最も見える範囲が小さい C 案の順に変化の程度が小さいと予測します。		
景観 3 瀬古橋	住宅や樹木等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認され、眺望景観の変化が大きいと予測します。複数案による眺望景観の変化の程度の差としては、建屋及び煙突が手前にくる A 案が最も変化の程度が大きく、次いで建屋が横に広がって見える B 案、最も見える範囲が小さい C 案の順に変化の程度が小さいと予測します。		
景観 4 奥町公園	樹木や鉄塔等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認できるものの、眺望景観の変化は小さいと予測します。複数案による眺望景観の変化の程度の差としては、建屋が横に広がって見える B 案が最も変化の程度が大きく、次いで建屋及び煙突が手前にくる A 案、最も見える範囲が小さい C 案の順に変化の程度が小さいと予測します。		

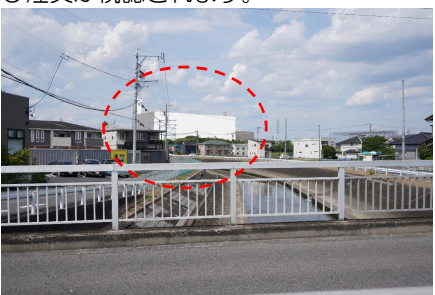
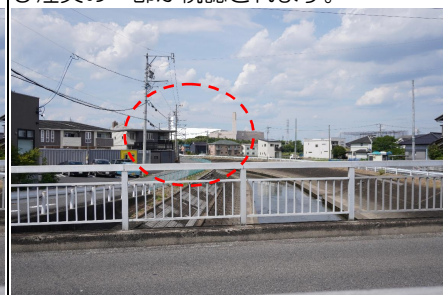
【眺望景観の予測結果（景観 1 木曽川文化会館）】

A 案（敷地南西側配置）	B 案（敷地南東側配置）	C 案（敷地北東側配置）
事業所や鉄塔等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認されます。	事業所等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認されます。	事業所等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認されます。
		

【眺望景観の予測結果（景観2 今伊勢跨線橋）】

A 案（敷地南西側配置）	B 案（敷地南東側配置）	C 案（敷地北東側配置）
樹木や高速道路等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認されます。	樹木や高速道路等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認されます。	事業所の構造物やゴルフ練習場等の奥に計画施設の煙突の一部が視認されます。
		

【眺望景観の予測結果（景観3 瀬古橋）】

A 案（敷地南西側配置）	B 案（敷地南東側配置）	C 案（敷地北東側配置）
住宅や樹木等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認されます。	住宅や樹木等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認されます。	住宅や樹木等の奥に計画施設の建屋及び煙突の一部が視認されます。
		

【眺望景観の予測結果（景観4 奥町公園）】

A 案（敷地南西側配置）	B 案（敷地南東側配置）	C 案（敷地北東側配置）
樹木等の奥に計画施設の建屋及び煙突の一部が視認されます。	樹木や鉄塔等の奥に計画施設の建屋及び煙突の一部が視認されます。	樹木の奥に計画施設の建屋及び煙突の一部が視認されます。
		

予測地点からの仰角を算出した結果は以下に示すとおりです。

予測地点から計画施設を望む仰角は、景観 1 では C 案、景観 3 及び景観 4 では A 案が最も大きく、景観 2 では B 案及び C 案でほぼ同等となっています。

また、すべての地点において圧迫感を受ける目安である 10 度を下回っています。

【仰角の予測結果】

予測地点	A 案（敷地南西側配置）			B 案（敷地南東側配置）			C 案（敷地北東側配置）		
	対象物高 ^注 (m)	水平距離 ^注 (m)	仰角 (度)	対象物高 ^注 (m)	水平距離 ^注 (m)	仰角 (度)	対象物高 ^注 (m)	水平距離 ^注 (m)	仰角 (度)
景観 1 木曽川文化会館	59	810	4.1	59	710	4.6	59	570	5.8
景観 2 今伊勢跨線橋	59	860	3.8	59	760	4.3	59	780	4.2
景観 3 瀬古橋	59	440	7.4	59	550	6.0	59	680	4.8
景観 4 奥町公園	59	520	6.3	59	620	5.3	59	650	5.1

注）対象物高は煙突高さ、水平距離は予測地点と計画施設の煙突との距離としました。

□評価結果

・景観資源及び主要な眺望点の改変の状況

いずれの対象計画案においても景観資源及び主要な眺望点の直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはないと評価します。

・施設の存在による眺望景観への影響

予測地点からの眺望景観について、景観 4 については眺望景観の変化は小さいと予測します。

予測地点から計画施設を望む仰角は、景観 1 では C 案、景観 3 及び景観 4 では A 案が最も大きく、景観 2 では B 案及び C 案でほぼ同等となっています。また、すべての地点において圧迫感を受ける目安である 10 度を下回っています。

施設の詳細な計画にあたっては、出来る限り影響を低減するように計画諸元を検討することから、いずれの対象計画案についても、眺望景観に重大な影響が生じることはないと評価します。

総合評価

計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果において検討した各環境要素の評価結果を整理した総合評価は、下表に示すとおりです。

【総合評価】

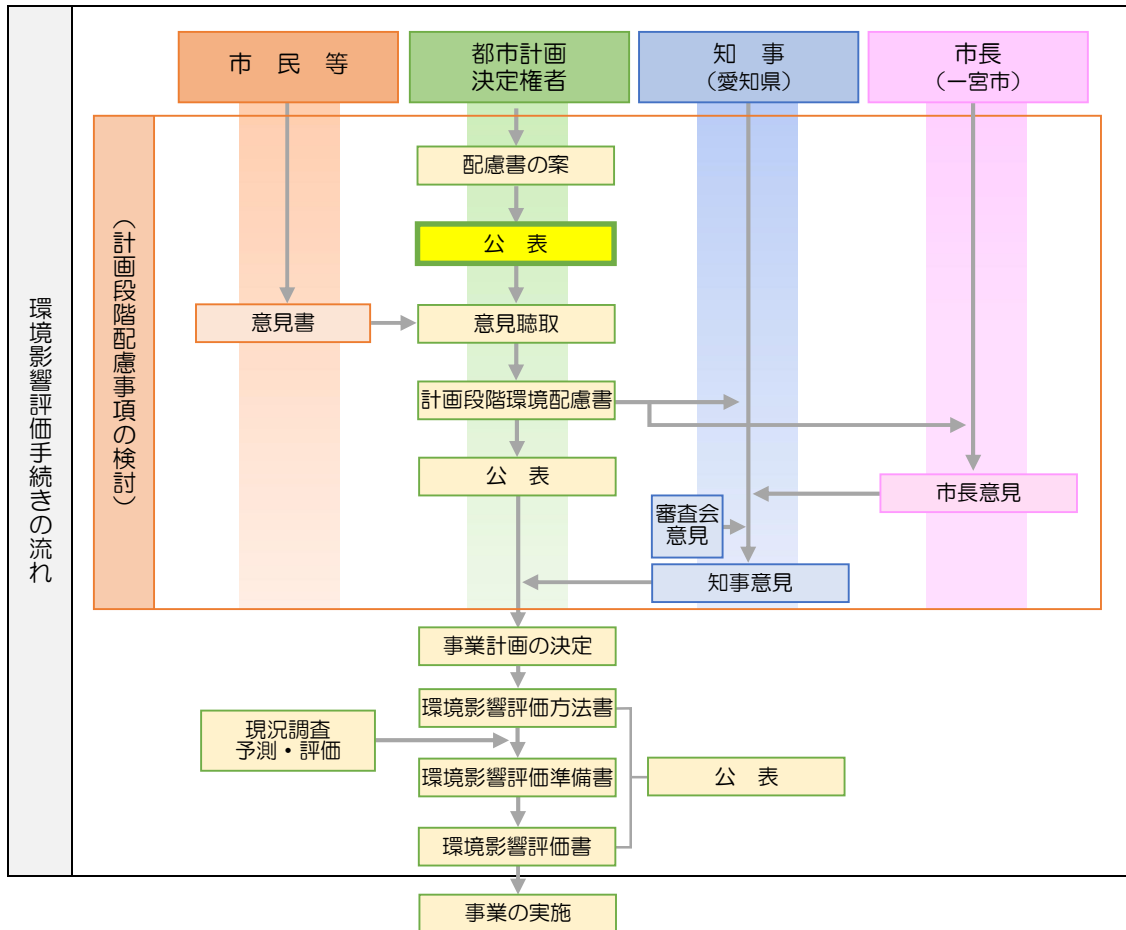
計画段階 配慮事項	項目		予測結果			総合評価
			A 案 (敷地南西側配置)	B 案 (敷地南東側配置)	C 案 (敷地北東側配置)	
大気質	最大着地濃度 地点の 将来濃度 (年平均値) (寄与濃度＋ バックグラウンド濃度)	二酸化硫黄 (ppm)	0.0012			【対象計画案による比較】 いずれの対象計画案においても、 予測結果は同等の値となります。
		二酸化窒素 (ppm)	0.0084			
		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0142			【重大な影響の有無】 環境基準を下回っていることから、 重大な影響が生じることはない と評価します。
		ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0168			
景観	景観資源及び 主要な眺望点の改変の状況		なし			【重大な影響の有無】 直接改変はないことから、計画施設 の存在が重大な環境影響を及ぼ すことはないと評価します。
	眺望景観への 影響（仰角）	景観 1 木曽川文化会館 （度）	4.1	4.6	5.8	【対象計画案による比較】 予測地点から計画施設を望む仰角 は、景観 1 では C 案、景観 3 及 び景観 4 では A 案が最も大きく、 景観 2 では B 案及び C 案でほぼ 同等となっています。 【重大な影響の有無】 景観 4 については、計画施設の建 屋及び煙突の大部分が樹木や鉄塔 等に遮られることから、眺望景観 の変化は小さいと予測します。 予測地点から計画施設を望む仰角 は、すべての地点において圧迫感 を受ける目安である 10 度を下回 っています。 施設の詳細な計画にあたっては、 出来る限り影響を低減するように 計画諸元を検討することから、い ずれの対象計画案についても、眺 望景観に重大な影響が生じるこ とはないと評価します。
		景観 2 今伊勢跨線橋 （度）	3.8	4.3	4.2	
		景観 3 瀬古橋 （度）	7.4	6.0	4.8	
		景観 4 奥町公園 （度）	6.3	5.3	5.1	

【参 考】

◆ 環境影響評価の手続き

愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続きの流れは、下図に示すとおりであり、今回の「計画段階環境配慮書の案（以下、「配慮書の案」という。）」の公表は、太線で囲んだ段階のものです。

今後は、計画段階環境配慮書の公表後、愛知県知事意見を勘案し、事業計画を決定した上で、環境影響評価方法書以降の手続きを進めてまいります。



◆ 配慮書の案の縦覧

縦覧場所	縦覧期間	備考
一宮市施設管理課（一宮市環境センター内） 一宮市都市計画課（本庁舎8階） 稲沢市環境施設課（稲沢市環境センター内）	2026（令和8）年9月16日（水）から 2026（令和8）年10月15日（木）まで	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除きます。

注）一宮市のウェブサイトからご覧になれます。

お問い合わせ先	一宮市環境部施設管理課 施設建設準備室（一宮市環境センター） 〒491-0201 一宮市奥町字六丁山 52 TEL：0586-48-5383
---------	--